



ひらた行政だより

心のけんこう相談会のご案内

「心のけんこう相談会」を下記のとおり開催します。専門の心理士が個別に相談に応じます。ご自身のこと、又はご家族のことで悩みのある方は、お気軽にお申し込みください。なお、秘密は厳守します。

- 開催日時 令和 7 年 9 月 10 日(水) 13:00～16:00 (※要予約)
- 開催場所 平田村役場 会議室
- 相談員 心理士 菅沼 恒平 氏
- 申込方法 9 月 5 日(金)まで下記の方法でお申し込みください。
電話: 55-3119 (健康福祉課)
メール: kenkoufukushi@vill.hirata.fukushima.jp

【心の相談窓口】

役場健康福祉課	☎55-3119
県中保健福祉事務所	☎0248-75-7811
こころの健康相談ダイヤル	☎0570-064-556
よりそいホットライン	☎0120-279-226

9 月は「自殺対策強化月間」です。

命を守るため大切なことは、悩んでいる人の変化を周囲の人が気づき、声かけし、つながることです。

タクシー料金助成券は早めの申請がお得です！

平田村では、75 歳以上の方及び運転免許証を返納した方に対して、交通事故防止や外出支援のため、タクシー券を交付しています。9 月中に申請された方には 20,000 円分のタクシー券を交付します。

- 対象者〈①～③の条件を全て満たしている方が対象です。〉
 - ①申請日時点で、75 歳以上の方または、運転免許証を返納している(75 歳未満の方も該当)
 - ②村内に住所を有する方 ③村税を滞納していない方

■タクシー券の金額

タクシー券は 1 回のお支払いにつき 8 枚(4,000 円分)まで使用可。

※おつりはできません。4,000 円を超えた分は自己負担になります。

9 月末までに申請した場合	500 円×40 枚交付 【20,000 円分】
10 月～12 月末までに申請した場合	500 円×20 枚交付 【10,000 円分】

■申請手続きに必要な書類

対象者	申請に必要な書類等
75 歳以上の方	・印鑑 ・マイナンバーカード又は後期高齢者医療資格確認書
運転免許証を返納した方	・印鑑 ・運転経歴証明書

問い合わせ: 平田村役場企画商工課 ☎0247-55-3115

(裏面へ続く)

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

結婚新生活を応援します！

平田村では、新生活をスタートする新婚世帯のみなさんを応援するため、新居の購入費やリフォーム費用、家賃、引越費用に対する補助金を交付します。

- 対象者要件
- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦であること。
 - ②夫婦がともに平田村に住民登録を有し、双方又は一方の住民票に記載されている住所が申請に係る住宅の住所であること。
 - ③婚姻届を提出し、受理された日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること（誕生日の前日に年齢が加算されます）。
 - ④夫婦の令和6年における所得の合計額が500万円未満※であると。
 - ⑤過去に結婚新生活支援補助金（他の自治体での補助を含む）を受けたことがないこと。
 - ⑥夫婦ともに村税を滞納していないこと。
 - ⑦平田村における暴力団排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
 - ⑧2年以上継続して平田村内に居住する意思があること。
- ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間の返済金額を控除して計算します。

- 補助金額
- ・夫婦とも29歳以下
最大60万円（1,000円未満の端数は切り捨て）
 - ・上記以外で夫婦とも39歳以下
最大30万円（1,000円未満の端数は切り捨て）

- 補助対象費用
- (1) 住居費
 - ・住宅の購入費
 - ・住宅のリフォーム費用
 - ・賃料、共益費
 - (2) 引越費用
 - ・引越業者または運送業者へ支払う費用

- 申請期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに婚姻した方は、令和8年3月31日までに申請しないと補助金が受けられません。



予算額に達した場合、その時点で申請受付を終了します。申請期限前の2月・3月は混みますので、お早めに申請ください。

詳細・様式のダウンロードはこちらから

